原子力規制委員会の概要と
原子力委員会の見直しについて

平成24年11月
原子力規制庁

原子力規制委員会について

○**独立性の確保**：原子力利用における「推進」と「安全規制」を分離し、専門的な知見に基づき中立公正な立場から独立して原子力安全規制に関する職務を担う組織として「原子力規制委員会」を設置
○**原子力規制組織の一元化**：原子力安全規制、核セキュリティ、核不拡散の保障措置、放射線モニタリング、放射性同位元素等の規制を一元化
○**危機管理体制の強化**：内閣に「原子力防災会議」を設置し、関係機関との緊密な連携の下で原子力防災対策を推進

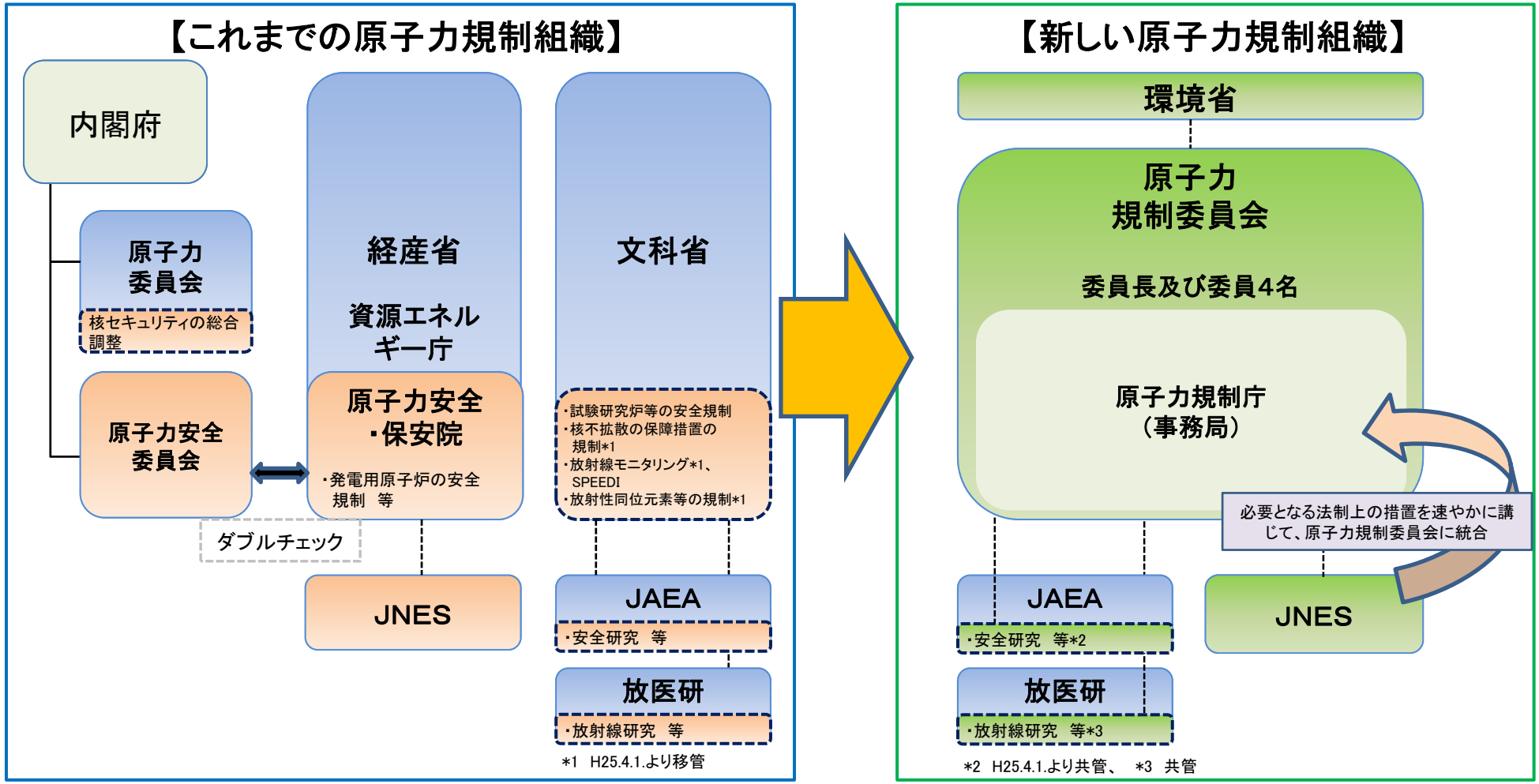

原子力規制委員会
Nuclear Regulation Authority

原子力防災体制の強化

○内閣に原子力防災会議を設置し、緊急時に備えて平時から政府全体で原子力防災対策を推進する体制を整備。
○原子力施設における緊急時の事故収束について原子力規制委員会が事業者を指導・監督。

平時

原子力防災会議
（内閣に常設）

議長　：内閣総理大臣
副議長　：内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長等
議員　：国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、大臣政務官等
事務局長：環境大臣

（役割）
・原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等
・原子力事故が発生した場合の長期にわたる総合的な施策の実施の推進

関係組織の施策の実施の推進

原子力規制委員会

（役割）
・原子力施設の安全規制
・原子力災害対策指針の策定

環境省等関係省庁

それぞれの事務の観点から、原子力防災会議が推進する事務を実施

緊急時

原子力災害対策本部
（原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に内閣府に設置）

本部長　：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長等
本部員　：国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、大臣政務官等

（役割）
・原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策の総合調整
・原子力災害事後対策の総合調整

関係組織の総合調整

原子力規制委員会

（役割）
・原子力施設における事業者への事故収束活動の指導・監督

環境省等関係省庁

それぞれの事務の観点から、原子力災害対策本部の総合調整に協力

原子力規制の転換
～改正原子炉等規制法～

➢ 重大事故対策の強化

・原子炉等規制法の法目的に、重大な事故の発生に伴う放射性物質の所外への異常放出といった災害の防止が含まれること、また、発電用原子炉設置者等が行うべき保安措置に重大事故対策も含まれることを明記し、重大事故対策を法定化。

・規制上一律に定める安全上の要求内容に加えて、原子力事業者自らが原子力施設の安全性評価を行い、その内容を公表させる制度を導入。

➢ 最新の知見に基づき規制の実施

・最新の知見を技術基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務づける制度（バックフィット制度）を導入。

・安全性の向上に繋がる設備の発電用原子炉施設等への迅速な導入を促進するため、安全性を向上させる設備の改善・増設等について、許認可審査の重複を排除すべく、設備の型式認証制度を導入。

原子力規制の転換
～改正原子炉等規制法～

➢ ４０年運転制限制の導入

・発電用原子炉の運転期間を、原則として、使用前検査の合格日から起算して４０年とする。

※４０年超の運転が認められるのは、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえて、原子力規制委員会が定める安全性確保のための基準に適合していると認められるときに限る。

➢ 災害が発生した施設に対する安全規制措置の導入

・災害が発生した原子力施設（例　東京電力福島第一原子力発電所）について、応急措置を講じた後、更なる災害の防止又は核物質防護の観点から施設の管理を行うことが特に必要であるときは、当該施設を特定原子力施設に指定し、実施計画の作成、当該計画に沿った措置を講ずることを事業者に義務づけ。

➢ 発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理

・発電用原子炉施設の安全規制について、原子炉等規制法で一元的に必要な措置を講ずるため、電気事業法の下に定められていた発電用原子炉施設に関する規定を原子炉等規制法に新設する等の整理を実施。

原子力防災体制の強化
～改正原子力災害対策特別措置法～

➢ 原子力災害対策指針の法定化

・原子力規制委員会は、防災基本計画に適合して、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するための指針を策定。

➢ 原子力事業者防災訓練の強化

・原子力規制委員会は、原子力事業者の防災訓練の実施状況を確認し、必要な改善等の命令をすることができることとし、違反した場合の運転停止命令等を導入。

➢ 原子力災害対策本部の強化

・新たに副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長を充て、本部員に全ての国務大臣を充てるなどの増員・強化を実施。

➢ 原子力緊急事態解除宣言後の事後対策の円滑化

・原子力緊急事態解除宣言後も引き続き原子力災害対策本部を存置し、事後対策推進のための本部長による各省庁・地方公共団体等への指示や、市町村長による避難指示や立ち入り制限等を行うことをできるよう措置。

➢ 緊急時における原子力災害対策本部長（総理）の権限を明確化

・原子力災害対策本部長（総理）の指示権について、原子力規制委員会が専ら技術的・専門的知見に基づき原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象としない旨規定。

原子力委員会の見直しについて
～原子力安全規制の観点から～

➢ 原子炉設置許可基準（原子炉等規制法第２４条第１項第１号）

・原子炉等規制法第２４条第１項では、原子炉設置許可基準の一つとして第１号に「原子炉が平和目的以外に利用されるおそれがないこと」と規定している。これは、原子力基本法第２条及び原子炉等規制法第１条に、我が国における原子力利用は平和目的のためにだけ行われるべきことが規定されていることを受けてのもの。

➢ 原子力委員会への意見聴取（原子炉等規制法第２４条第２項）

・原子炉等規制法第２４条第２項では、原子力規制委員会が原子炉の設置を許可する際に、上記許可基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない、とされている。

➢ 原子力規制委員会における設置許可審査時の実際の運用

・設置許可審査時の実際の運用としては、原子力規制委員会は、申請書に記載されている情報等を基に、以下の事項を確認するものと想定される。

①原子炉の型式情報等から商業用発電（すなわち、平和利用に限る）ものであること

②発生する使用済燃料の再処理と、再処理されるまでの間の貯蔵・管理が適切に行われること

原子力委員会の見直しについて
～原子力安全規制の観点から～

➢ 原子力委員会に対する意見聴取規定の趣旨

・原子力委員会に対する意見聴取規定は、平和目的に限る原子力利用全般を所掌する原子力委員会に対し、原子炉等規制法の法目的にも規定されている平和目的利用に関し、原子力規制委員会が所掌しない原子力利用の観点からの補完的な意見具申（例えば、原子炉設置許可申請者が原子炉に係る研究開発で得た技術を軍事転用している等）を期待しているものと認識。

➢ こうした規定に関する考え方

・今後も、原子力の平和利用については、原子力の安全確保以外の原子力利用全般を所掌する観点からの確認も引き続き必要であり、こうした役割を担う何らかの行政組織が必要。

（参照条文）

〇原子炉等規制法

第１条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

第２４条　原子力規制委員会は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二　その者（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に等原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

三　原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

２　原子力規制委員会は、第二十三条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

〇原子力基本法

第2条　原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

２　前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。

第4条　原子力利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会を置く。